

【韓国】 デジタルニューディールに関する新法の制定

海外立法情報課 中村 穂佳

* 韓国の「デジタルニューディール」に関連して、2021年10月に「データ産業振興及び利用促進に関する基本法」が、2022年1月には「産業デジタル転換促進法」が制定された。

1 背景と経緯

2020年7月、韓国政府は、新型コロナウイルス感染症による影響等を背景として、「デジタルニューディール」、「グリーンニューディール」、「安全網強化」から成る「韓国版ニューディール総合計画」を発表し¹、2021年7月には、内容を更新した「韓国版ニューディール2.0推進計画」²を発表した。韓国版ニューディール2.0は、「ヒューマンニューディール」（従来の「安全網強化」）及び2020年7月の総合計画発表以降に追加された「地域均衡ニューディール」を含め、4項目から成る³。

デジタルニューディールに関連する立法では、既に2021年10月19日に「データ産業振興及び利用促進に関する基本法（法律第18475号）」（データ産業法）⁴が、2022年1月4日に「産業デジタル転換促進法（法律第18692号）」（産業デジタル転換法）⁵が公布されている⁶。前者のデータ産業法は、本則全48か条及び附則から成り、2022年4月20日に施行される。後者の産業デジタル転換法は、本則全30か条及び附則から成り、2022年7月5日に施行される。

2 「データ産業振興及び利用促進に関する基本法」（2022年4月20日施行）

(1) 総則（第1章）

「データ産業」を、経済的付加価値の創出のため、データ生産・流通・取引・活用等の一連の過程と関連した行為及びこれに関連するサービスを提供する産業と定義する（第2条第5号）。

3年ごとのデータ産業振興基本計画（第4条）及び年次別のデータ産業振興施行計画（第5

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年3月8日である。

¹ 「『한국판 뉴딜 종합계획』 발표」 2020.7.14. 기획재정부ウェブサイト <https://www.moef.go.kr/nw/nes/detailNesDtaView.do?searchBbsId1=MOSFBBS_000000000028&searchNttId1=MOSF_000000000040637&menuNo=4010100>

² 관계부처 합동「한국판 뉴딜 2.0-미래를 만드는 나라 대한민국-」 2021.7.14. 同上 <https://www.moef.go.kr/nw/nes/detailNesDtaView.do?searchBbsId1=MOSFBBS_000000000028&searchNttId1=MOSF_000000000055824&menuNo=4010100>

³ 前掲注(1),(2); 「제2차 한국판 뉴딜 전략회의 개최」 2020.10.13. 同上 <https://www.moef.go.kr/nw/nes/detailNesDtaView.do?searchBbsId1=MOSFBBS_000000000028&searchNttId1=MOSF_000000000051796&menuNo=4010100>

⁴ 「데이터 산업진흥 및 이용촉진에 관한 기본법(법률 제 18475 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=236051&ancYd=20211019&ancNo=18475&efYd=20220420&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>; 「[2112679] 데이터 산업진흥 및 이용촉진에 관한 기본법안(대안)(과학기술정보방송통신위원장)」 의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_V2A100V9W1R4J0I9W5T6B3N2E3H3U7>

⁵ 「산업 디지털 전환 촉진법(법률 제 18692 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=238859&ancYd=20220104&ancNo=18692&efYd=20220705&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>; 「[2113777] 산업 디지털 전환 촉진법안(대안)(산업통상자원중소벤처기업위원장)」 의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_E2T1D1N2E0V1L1I7S5N6C4T9A0J0L9>

⁶ デジタルニューディール関連立法は、他にも「国家知識情報の連携及び活用の促進に関する法律」の制定等がある。田中福太郎「国家知識情報の連携及び活用の促進に関する法律の制定」『外国の立法』No.291-1, 2022.4, pp.16-17.

条)の策定に関する規定を置く。国務総理の下に、国家データ政策委員会⁷を設置する(第6条)。

(2) データ生産・活用及び保護(第2章)

政府は、多様な分野・形態のデータ及びデータ商品が生産され得る環境を造成しなければならず、データ生産者の専門性向上、競争力強化のための施策を整備しなければならない。また、データ生産者に対し、データの生産に必要な財政・技術的支援を行うことができる(第9条)。

科学技術情報通信部(部は日本の省に相当)長官(以下、2で「長官」)及び行政安全部長官は、産業間交流及び他分野との融合基盤構築等に必要な施策を整備し、推進しなければならない。また、公共データ⁸及び民間データ⁹の結合促進のための交流並びに協力方策等を整備しなければならない。長官は、国内外の研究機関・大学及び企業間の連携教育プログラム開発、施行等を支援することができる(第10条)。長官及び関係中央行政機関の長は、誰でもデータを安全に分析・活用することができる区域(データ安心区域)を指定し、運営することができる(第11条)。データ生産者が人的又は物的に相当の投資及び努力で生成した経済的価値を持つデータは、保護されなければならない(第12条)。政府は、データ収集、加工等情報分析に必要な事業を支援することができる(第13条)。

(3) データ利用活性化(第3章)

長官は、公共データを除くデータの価値評価の技法及び評価体系を策定して公表することができ、評価技法及び評価体系がデータ関連の取引・金融等に活用され得るよう支援しなければならない(第14条)。データ取引事業者¹⁰及びデータ分析提供事業者¹¹は、長官に申告しなければならない。長官及び関係中央行政機関の長は、申告した事業者に対し必要な財政的・技術的支援等を行うことができる(第16条)。長官は、データ取引において大企業及び中小企業間の公正な競争環境を造成し、相互協力を促進しなければならない(第17条)。

(4) データ流通・取引促進(第4章)

政府は、データの収集・加工・分析・流通及びデータに基づくサービスの提供を行うプラットフォームを支援する事業を行うことができる(第19条)。長官は、行政安全部長官と協議してデータの品質管理に必要な事業を推進することができ、また、認証機関を指定することができる(第20条)。データ取引に関する専門的な相談、諮問、指導業務、データ取引の仲介、あっせん等データ取引等の支援業務を行うデータ取引士に関する規定(第23条)が置かれた。

(5) データ産業の基盤造成(第5章)

政府は、データ基盤産業の活性化等のための支援を行うことができる(第24条)。長官は、民間部門のデータ関連技術研究開発の活性化、研究開発投資拡大の誘導のための支援施策を策定し、推進しなければならない(第26条)。また、データの標準化の推進に関する規定(第28

⁷ 委員長は国務総理。委員は、企画財政部・教育部・科学技術情報通信部・行政安全部・文化体育観光部・産業通商資源部・保健福祉部・雇用労働部・国土交通部・中小ベンチャー企業部の長官、放送通信委員会(大統領所属下の中央行政機関)・公正取引委員会・金融委員会(国務総理所属下の中央行政機関)・個人情報保護委員会の委員長、及びデータ産業に関する専門知識、経験が豊富な者であって委員長が委嘱する者。データ産業法第6条第3項

⁸ 「公共データの提供及び利用活性化に関する法律」(公共データ法)の定義による公共データ。データ産業法第2条第2号; 「공공데이터의 제공 및 이용 활성화에 관한 법률(법률 제 17344 호)」第2条第2号

⁹ 国家機関、自治体又は公共機関(「知能情報化基本法」の定義による公共機関)でない者が生成又は取得し管理しているデータ。データ産業法第2条第3号; 「지능정보화 기본법(법률 제 18298 호)」第2条第16号

¹⁰ データの直接販売又はデータを販売しようとする者・購入しようとする者の間の取引のあっせんを業として行うデータ事業者。データ産業法第2条第7号

¹¹ データを収集・結合・加工し統合・分析した情報の提供を業として行うデータ事業者。データ産業法第2条第8号

条) が置かれた。

本法律によりデータ産業に関連した各種支援施策を施行するときには、中小企業者¹²を優先的に考慮しなければならない。政府は、データ産業に対する中小企業者の参与活性化に努め、これに関連した事項を施行計画に反映させなければならない(第31条)。データ事業者は、大統領令で定めるところにより、長官の許可を受けて協会を設立することができる(第33条)。

(6) 紛争調停(第6章)

データ紛争調停委員会¹³(以下、(6)で「委員会」)を置き(第34条)、データ生産、取引及び活用と関連した被害の救済及び紛争調停を受けようとする者は、委員会に紛争調停を申請することができる。調停は、3名以内の委員(事件ごとに委員会の委員長が指名する。)で構成された調停部で行うが、委員会で調停することを議決した事件の場合には、委員会で行う(第35条)。調停は、調停案に対し当事者が同意した場合又は当事者が委員会に調停合意書を提出した場合に成立する。委員会は、調停が成立した場合には調停調書を当事者に送付しなければならない。この調停調書は、「民事訴訟法」における裁判上の和解¹⁴と同一の効力を持つ(第38条)。

(7) 補則、罰則(第7章、第8章)

本法律に違反する行為により自身の営業に関する利益が侵害され、損害を受けた者は、その違反行為をした者に対して違反行為による損害の賠償を請求することができる(第42条)。長官は、本法律に違反したデータ事業者に、必要な是正勧告を行うことができる(第44条)。

第41条(秘密維持)¹⁵の違反に対する罰則規定(第47条)及び第20条(データ品質管理等)第4項¹⁶による品質認証を受けずに品質認証の表示又はこれに類する表示をした者に対する過料規定(第48条)が設けられた。

3 「産業デジタル転換促進法」(2022年7月5日施行)

(1) 定義及び他の法律との関係

「産業データ」を、産業¹⁷、鉱業¹⁸、エネルギー¹⁹関連産業、新・再生エネルギー²⁰関連産業の製品又はサービスの開発・生産・流通・消費等の活動過程で生成又は活用されるものであって、光又は電子的方式で処理され得る全ての種類の資料又は情報と定義する(第2条第1号)。産

¹² 「中小企業基本法」第2条の中小企業者。データ産業法第31条第1項; 「중소기업기본법 (법률 제 18705 호)」

¹³ データ生産、取引及び活用に関する紛争を調整するために置かれる。ただし、公共データの提供拒否及び提供中断関連の紛争は公共データ法及び「データ基盤行政の活性化に関する法律」に、個人情報関連の紛争は「個人情報保護法」に、著作権関連の紛争は「著作権法」に従う。データ産業法第34条第1項

¹⁴ 訴訟上の和解及び提訴前の和解。民事訴訟法第220条では、和解、請求の放棄・認諾を弁論調書・弁論準備期日調書に記載したときには、その調書は確定判決と同じ効力を持つと規定される。「재판상의 화해」『법률용어사전』 법문북스, 2021, pp.845-847; 「민사소송법 (법률 제 17568 호)」第220条、第2編第4章「提訴前和解の手續」(第385条～第389条)

¹⁵ 「委員会の紛争調停業務に従事する者又は従事していた者は、その職務上知った秘密を他人に漏らし、又は職務上の目的外の用途に使用してはならない。ただし、他の法律に特別な規定がある場合には、この限りでない。」データ産業法第41条。なお、ここでいう「委員会」は、データ紛争調停委員会をいう。

¹⁶ 「④第3項によって指定を受けた認証機関は、データ品質認証申請を受けた場合、大統領令で定める品質基準等に従って品質認証を行わなければならない。」データ産業法第20条第4項

¹⁷ 「産業発展法」第2条による。産業デジタル転換法第2条第1号; 「산업발전법 (법률 제 17799 호)」

¹⁸ 「鉱業法」第3条第2号による。同上; 「광업법 (법률 제 18811 호)」

¹⁹ 「エネルギー法」第2条第1号による。同上; 「에너지법 (법률 제 18469 호)」

²⁰ 「新エネルギー及び再生エネルギー開発・利用・普及促進法」第2条第1号による新エネルギー及び第2号による再生エネルギー。同上; 「신에너지 및 재생에너지 개발·이용·보급 촉진법 (법률 제 18095 호)」

業デジタル転換と関連して、個人情報処理及び情報主体²¹の権利保障等に関する事項は、個人情報保護法に従う（第4条）。

(2) 産業デジタル転換総合計画及び産業デジタル転換委員会

3年ごとの産業デジタル転換総合計画の策定、施行（第5条）が定められた。産業通商資源部長官（以下「長官」）の下に産業デジタル転換委員会を置く（第7条）。産業デジタル転換委員会は、産業デジタル転換総合計画の策定・施行・変更に関する事項等を審議する（第8条）。

(3) 産業データ活用・保護・品質管理等

産業データを生成した者は、当該産業データを活用して使用し、収益を得る権利を持つ。産業データを二人以上が共同で生成した場合、各者が当該産業データを活用して使用し、収益を得る権利を持ち、産業データが第三者に提供された場合、生成者及び第三者（被提供者）全てが当該産業データを活用して使用し、収益を得る権利を持つが、当事者間の約定がある場合はそれに従う。何人も生成者又は被提供者の前述の権利を、公正な商取引慣行又は競争秩序に反する方法で侵害してはならない。産業データの生成又は活用に関与した利害関係者は、産業データの円滑な活用及び利益の合理的配分のための契約の締結に努めなければならない。合理的な理由なく地位等を利用して不公正な契約を強要し、又は不当な利益を取得してはならない（第9条）。企業等の産業データ及び知能情報技術の活用支援のため、産業データの収集及び他者への提供を営業として行う等の事業を行おうとする者は、産業デジタル転換支援専門会社を設立し、運営することができ、長官は、専門会社に対して必要な支援を行うことができる（第11条）。産業データに関連した標準化（第12条）に関する規定が置かれ、また、長官は、産業データについて、品質診断基準、品質評価方法・体系、品質認証・改善等に関して必要な施策を整備することができる（第13条）。

(4) 産業デジタル転換先導事業の選定・支援等

国及び自治体は、産業デジタル転換先導事業²²を発掘し、支援することができる（第15条）。国及び自治体は、選定した産業デジタル転換先導事業の支援のため、関連企業等に産業デジタル転換のための技術開発及び事業化等に関連した行政的・技術的・財政的支援を行うことができる（第16条）。産業デジタル転換先導事業に参加する企業等は、必要な場合、長官に当該活動に必要な規制の改善を申請することができる（第17条）。

(5) 産業デジタル転換協業センター等

長官は、産業デジタル転換協業支援センターを指定し、産業デジタル転換協業支援業務を遂行させることができる（第19条）。長官は、産業データを活用した製品、サービスが欠陥なく安全に使用され得るよう、安全性確保のための施策を整備しなければならない（第25条）。

参考文献

- ・ 当間正明「「データ産業振興および利用促進基本法」を制定、データ産業振興の基盤を構築」『ビジネス短信』2021.10.20. 日本貿易振興機構ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/10/4df236e9c357ce2d.html>>
- ・ 林茂根「国全体のデータ指揮本部の確立など4つの期待効果 韓国データ基本法、来春施行」『韓国コラム&レポート』2021.11.4. Science Portal Korea, 科学技術振興機構ウェブサイト <https://spap.jst.go.jp/korea/experience/2021/topic_ek_09.html>

²¹ 処理される情報により識別することができる者であって、その情報の主体となる者をいう。「개인정보 보호법 (법률 제 16930 호)」第2条第3号

²² 企業等が産業デジタル転換を目的として推進する事業のうち、産業デジタル転換に及ぼす波及効果が大きい事業であって、本条により選定された事業。産業デジタル転換法第2条第5号